

(様式第1号)

令和元年度 第4回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	令和元年10月29日(火) 10:00~11:30	
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室	
出席者	会 長 寺見 陽子 副 会 長 西村 真実 委 員 西尾 裕子 委 員 豊原 五月 委 員 高橋 弘美 委 員 武田 淳 委 員 半田 ひとみ 委 員 極楽地 愛子 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 中田 伊都子 委 員 江守 易世 委 員 武田 義勇貴 委 員 岡本 知代 委 員 田部 利依子 委 員 横山 宗助 委 員 北尾 文孝 委 員 三井 幸裕 欠席委員 吉田 紋子 事務局 こども・健康部子育て推進課長 廣瀬 香 こども・健康部子育て推進課政策係長 高松 靖子 こども・健康部子育て推進課政策係主事補 井上 真由美 関係課 こども・健康部主幹(子育て施設担当課長) 長岡 良徳 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 こども・健康部健康課長 細井 洋海 管理部管理課長 山川 範 学校教育部学校教育課長 木下 新吾 学校教育部主幹(学校教育指導担当課長) 澁谷 倫子 社会教育部青少年育成課長 近田 真 こども健康部子育て推進課入所係長 中村 達也 こども健康部子育て推進課保育係長 池永 直子	

	こども・健康部子育て推進課施設整備係長	田中 孝之
	こども・健康部健康課主査（子育て世代包括支援担当）	田中 佐代子
	学校教育課主査（幼稚園教育担当）	上埜 吉美
事務局	こども・健康部子育て推進課	
会議の公開	公開	
傍聴者数	1 人	

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) 第2期計画の骨子案について
- (2) 第2期計画の概要版案（説明用資料）について
- (3) その他

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 第2期 子育て未来応援プラン「あしや」修正案（第1章～5章）
 資料2 第2期 子育て未来応援プラン「あしや」原案（第6章，資料編）
 資料3 第2期 子育て未来応援プラン「あしや」概要版（案）

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(2) 会議運営上の説明

(事務局井上) 芦屋市情報公開条例第19条により，会議は公開が原則となっております。この会議における内容や委員名も公開が原則であり，議事録を正確に作成するために，レコーダーにて録音させていただきたいと思っております。また，発言の際には挙手いただき，会長の指名を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いします。

続いて本日は委員19名の内，18名が出席で，この会議は成立しております。会議の公開の件について，承認させていただきたいと思っておりますが，会長いかがでしょうか。

(寺見会長) 委員の皆様，会議の公開と傍聴の件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(寺見会長) 事務局から本日の資料の確認を行ってください。

【事務局より資料確認】

(事務局廣瀬) では、お手元の次第の次にあります「第4回目のテーマと目的」をご覧ください。本日の会議の議題と目的、流れについてまとめております。

本日は第2期計画の修正案について、大きく2つに分けてご説明します。

1点目としまして、第1章から5章について、第3回会議でお示ししている内容からの主な変更点をご説明します。第6章と資料編については、本日初めてお示しする部分ですので、第1期計画からの主な変更点をご説明します。協議を含め、50分程度を予定しております。

2点目としまして、12月中旬から実施予定のパブリックコメント及び説明会で提示いたします、第2期計画の概要版案について、ご説明します。協議を含め、20分程度を予定しており、会議全体で1時間半程度を予定しておりますので、時間内に終了出来ますようご協力をお願いいたします。

<内容1> 第2期計画の骨子案について

(寺見会長) では、次第の1「第2期計画の骨子案について」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局井上) 資料1は、第3回会議でお示した第1章から5章のうち、会議後に変更が生じた箇所を赤字で見え消しの状態にしたページをまとめたものです。抜粋しているため、ページ番号が飛んでおりますが、ご了承ください。

資料1の49ページをご覧ください。第3章の基本的な視点の(3)地域での支え合いの視点の下から2行目について、第3回会議で委員からご意見のありました「自らかかわる」という部分について、「構成員が相互に関わり合う」としました。

続いて、資料1の57ページをご覧ください。幼児教育・保育の無償化について、第4章の基本目標1－施策の方向2「子育て家庭への経済的支援」の赤字部分を新たに追記しております。「施策の方向性」の第2段落では、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続きを進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努める旨を記載しています。

続いて、資料1の59ページをご覧ください。第3回会議で委員からご質問のありました第4章の基本目標1－施策の方向2「子育て家庭への経済的支援」の関連事業No.6について、担当課へ確認の上、事業名と事業内容に含まれていた「若い世帯」という文言を削除し、事業名を「子育て世帯等の公的住宅への入居」としています。

続いて、資料1の63ページをご覧ください。第4章の基本目標1－施策の方向4「親と子の健康づくりの推進」について、「現状と課題」では、第1段落で保護者の育児負担と支援の必要性に関する記述をより具体的に示し、第2段落のアンケート調査結果の引用部分では、第3回会議資料では子育てに関する相談相手のことを記載していましたが、「親と子の健康づくりの推進」という施策の方向に沿うように見直しを行い、就学前児童の調査における「子育てに関して日常悩んでいること」について、「食事や栄養に関すること」や「病気や発育発達に関すること」の割合が高かったことに触れております。また、「施策の方向性」では、相談できる環境を整備し、あわせて適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ることを追記しています。

続いて、資料1の66ページをご覧ください。第4章の基本目標1－施策の方向5「子育ての悩みや不安への支援」について、第3段落の3行目ですが、第3回会議で委員からいただいた「地域全体で子育てを支援するというニュアンスが計画書からあまり感じられない。」という意見について、相談先の説明の中に、身近な「地域で」という文言を追加しました。

続いて、資料1の72ページをご覧ください。第4章の基本目標3－施策の方向1「地域における子どもの居場所づくりの推進」についても、先程と同様に、委員の意見について、地域全体での子育て支援を強調できるよう、「現状と課題」の第1段落部分に、地域活動等の例示として、新たに「民生委員・児童委員等による地域の見守りや、子ども会、コミュニティ・スクールなどによる」という文言を加えました。

続いて、資料1の74ページをご覧ください。こちらは先程の基本目標3－施策の方向1の関連事業です。No.5に新たに青少年育成課担当の「子ども会への支援」を加えています。事業内容はご覧のとおりです。

続いて、本日配布させていただいております、資料1の追加資料81ページをご覧ください。赤字部分の修正は、施策の方向の名称と「現状と課題」の本文中の表現の統一を図るため、整理を行ったことによるものです。具体的には、「障がいのある」という表現を「配慮が必要な」という表現へ、「外国籍の」という表現を「外国にルーツをもつ」という表現にそれぞれ変更しております。また、1行目で配慮が必要な子どもについて、例示を追記しております。

続いて、資料1の90ページをご覧ください。ページ下段で、第3回会議で保留としていた「本市における子ども・子育て支援体制のイメージ」を新たにお示ししております。この図は、3つに分かれる中学校区という提供区域の中で、教育・保育施設や行政が小学校と連携を図り、また地域の支援を含めた全体が中学校と連携を図りながら、子育て家庭を支援するという体制を表しています。

続いて、資料1の111ページをご覧ください。第5章(2)放課後児童健全育成事業の「今後の方向性」について、第3回会議における委員の「運営の一部を民間事業者へ委託することにより、当該事業を継続していくという文言が不要ではないか」という意見について、第2期計画においては市立であるとか私立、

民間であるといった視点で区別した表記は行っていないため、ここでの明記を控えることとして当該文言を削除すると共に、「ニーズ量の確保に向けて」という表現を「待機児童を出さないよう」という同義の表現に変更しました。

続いて、資料1の118ページをご覧ください。第5章(5-1)幼稚園における一時預かり事業について、事業の説明文の中で、認定こども園においても実施している旨を追記しています。また、「実施状況」の表について、これまで市立幼稚園での事業実績のみを掲載していましたが、今回新たに平成27年度以降の実績に市内の私立幼稚園3園と私立認定こども園1園の実績を足しています。

最後に、資料1の130ページをご覧ください。第5章(9)妊婦健康診査について、「量の見込みと確保方策」の推計値の記載方法を変更しております。当該事業では、妊婦健康診査にかかった費用の助成を行うため、受診券を交付していますが、推計値の人数は、妊娠期間の関係で2か年に亘り健診を受ける場合を見込んだ数字としています。第1期計画においては、推計値として、上段に1年間の人数、下段に2か年に亘る人数を含めた数の記載をしておりましたが、事業の実績として公表する人数は、あくまでも2か年に亘る人数のみであるため、今回、1年間の推計値を削除したというものです。「実施状況」と「量の見込みと確保方策」の表の右上に記載しております指標の単位については、13事業の全事業について、最終事務局で見直しを行います。

長くなりましたが、資料1の説明については以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。先ほどの説明について何かご意見やご質問などはありませんか。

(江守委員) 資料1の74ページですが、「子ども会への支援」を入れてくださってありがとうございます。その中に、「夏子ども会交換キャンプ」とありますが、「交換」ではなく「飲む」という漢字の「交歓」ですので、修正いただきたいと思えます。

(加納委員) 資料1の66ページ、「施策の方向性」に、「身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員」とありますが、社会福祉協議会の立場から言えば、相談支援と地域の見守りには、福祉推進委員を入れていただきたいと思えます。計画には社会福祉協議会という言葉が全く出てきません。地域の市民から見れば、民生委員も福祉推進委員も福祉の相談をする人だと思って見ていらっやいます。福祉推進委員も一緒になって運営していますので、そういう人達の気持ちを考えると、「等」ではなく、福祉推進委員という言葉を入れていただきたいというお願いです。

次に資料1の72ページの子どもの居場所づくりの話ですが、社会福祉協議会では、障がいを持つ、原則18歳までの子どもを、春休み、夏休み、冬休みといった長期休暇に、日中一時支援としてお預かりしています。これも居場所に関わることだと思っておりますが、障がいを持つ子どもの対応としてどこにも書いておりませんので、入れていただくのが良いのではないかと思います。社会福祉協議会では行政よりも早く、赤い羽根共同募金の配分金でやっ

す。

(寺見会長) 具体的に、文章のどこに入れるかということを示していただく方が良いと思います。福祉推進委員は、66ページの民生委員・児童委員の後に入れるということでしょうか。

(加納委員) はい、そうです。また、72ページの中段の、「放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められます。」という文の後に、社会福祉協議会を入れていただければと思います。

(事務局廣瀬) 民生委員・児童委員という言葉は他の箇所にもあると思いますので、全体を精査して必要箇所に入れさせていただきます。

(加納委員) 先ほども言いましたが、相談支援と地域の見守りのところには、福祉推進委員を入れてください。あとは「等」に入っていると解釈させていただきますが、本当は主任児童委員も入れていただきたいです。しかし、それを入れると長くなりますから、「等」の中に入れて良いと思います。

(事務局廣瀬) 障害福祉サービスの中に、日中一時支援事業があります。

(加納委員) 赤い羽根共同募金の資金でやっており、ボランティアの方がたくさん入っていただいています。障がいを持つ子どもの保護者の方が見られたら、障がい児のことはやっていないと思うのではないのでしょうか。

(事務局廣瀬) 障がいの部分を含めて、検討させていただきます。

(寺見会長) 配慮を要する子どものところでは触れていないのですか。

(事務局廣瀬) 日中一時支援事業については触れていません。障害福祉サービスと、社会福祉協議会での居場所づくりをもう少し詳しく確認したいと思います。

(加納委員) 地域共生社会と言われている時代ですので、行政と社会福祉協議会という縦割りの文章ではなく、地域一緒になって見守っていきましょうというような感じにしていきたいと思います。

(寺見会長) アンケート調査では、項目の中に今の内容は無かったのでしょうか。

(加納委員) 以前質問したときに、「それは障害福祉の計画です。」と答えていました。そういう考えで良いのかと思い、今回改めて言わせていただきました。後の判断はお任せします。

(寺見会長) 私も入れた方が良いとは思いますが、ここではアンケート調査の結果を述べているので、アンケート項目にないのであれば、取り上げると整合性がなくなるのではないかと思います。

(事務局廣瀬) アンケート調査の中では、不定期の教育・保育事業や一時預かりなどの利用についての設問の中で、選択肢に障がい児支援施設を入れています。

(加納委員) 事業所で預かることが増えてきていると分かっています。

(寺見会長) 今回が意見を反映させる最終になりますので、皆様からもぜひご意見を出していただきたいと思います。

(事務局廣瀬) 「地域の人材や地域資源を活用した」というところがありますので、そこを膨らますような形にできないか検討します。

(寺見会長) 流れを取るのであれば、今後考えていかなければならないという入れ方をされても良いと思います。

もう一度検討していただいて、修正されたものをどのように確認すれば良いですか。

(事務局廣瀬) 事務局で検討し、ご発言いただいた加納委員や会長、副会長にご確認いただくということでいかがでしょうか。

(加納委員) 事前資料を読んで、私はこの質問を社会福祉協議会の事務局と相談して来ています。ぜひ事務局からこの質問をしてくださいと言われていました。

(寺見会長) 入れられれば良いと思いますが、これが最終決定です。修正したものを、皆様の合議がなければ公にできませんので、どのように修正されたかを確認を取る必要があります。それをどのような手続きを取りますかというお話をしています。

(事務局廣瀬) 会長、副会長、加納委員に確認していただいた後に、委員の皆様にも文書を送るということによろしいでしょうか。

(寺見会長) 皆様に集まっていただくことは無理だと思いますので、事務局の提案のとおりによろしいですか。

【全員異議なし】

(寺見会長) それでは、その他いかがでしょうか。

(友廣委員) 今の意見はぜひ入れていただきたいと思います。

資料1の90ページの図ですが、中学校と小学校は連携、小学校と円の中は連携と書かれている中で、幼稚園、保育所、認定こども園は分かりますが、小規模保育は小学校とは関係ありませんし、企業主導型保育も連携があるのかどうか分からないので、この連携の円の中に入るものなのかと疑問に思います。この2つは丸から外して良いと思います。確かに子どもを支えるという意味ではそうでしょうが、小学校との連携という意味では違う気がします。

(事務局廣瀬) 子どもを支えるものの中で、前回の計画では幼稚園と保育所でしたが、認定こども園も増えましたし、企業主導型保育や小規模保育も入れさせていただきました。

(友廣委員) 先程、子どもを支えるという意味では一緒だと言いましたが、幼稚園、保育所、認定こども園は施設型給付、小規模保育は地域型保育給付です。企業主導型保育に関しては子育て支援法でもありません。見る人が誤解するのではないかという気がします。

(西村副会長) この図で、中心の円は就学前の子どもを支える輪だと思います。その中で、小規模保育は3歳未満児が対象です。小規模保育は、連携施設と言いまして幼稚園や保育所と連携することが求められています。地域型保育給付と施設型給付型で少し変わってくるので、この円の中に3歳未満児はこうですよという説明が入れば良いのですが、とても細かくなってしまうので、こういう形になっ

たのだと思います。ただ、友廣委員がおっしゃったように、法律体系が変わってくるのと、就学前の子どもが通うと言えそうですが、もう一度考える必要があると思います。地域型保育給付では、小規模保育だけでなく、例えばベビーシッターや、芦屋市でやっているか分かりませんが、家庭的保育や、まだいくつかの類型がありますので、小規模保育だけ出すのは公平性に欠けると思います。いっそのこと、地域型、施設型で分けてしまうのはどうですか。

(寺見会長) 一般の方には分かりにくいかもしれません。

(西村副会長) 施設型累計3つ、地域型はたくさんあって細かくなってしまいます。ただ、1つの輪にしてしまうのはどうなのかと思います。

(寺見会長) どの視点からこの絵を作られたのかを確認された方が良いかもしれません。幼稚園に関して言えば、子育て支援新制度に入っていない幼稚園もあります。それよりも皆様の日々の生活の中でという視点から書いていただいた方が分かりやすいと思います。

小学校との連携のことを友廣委員がおっしゃいましたが、企業主導型保育事業所も、5歳児がいれば小学校との連携を考えなければいけません。色々な視点が入るので難しいと思います。むしろこの絵を入れないというのは極端でしょうか。

(事務局田中) いただいたご意見は検討させていただくということを前提に、作図した趣旨から説明いたします。第1期計画の68ページをご覧ください。68ページによく似た図がありますが、この図を2点改善できないかということで、今回の図を作成しました。1点目は、人が外側にいるので、人を中心に位置付けた図にしたいという観点です。2点目は、小規模保育、事業所内保育の2つの就学前施設が円の外側にあって良いのかという観点です。現在、公立の所長会、私立の園長会、認可外保育施設との連携を図りながら行政は就学前保育施設について一貫して連携を図っているところです。年齢に関わらず協力体制、連携体制を取った上で、小学校との連携を図っていくという観点から今回のイメージ図を提案しております。真ん中の円に入っていない病児保育、ファミリー・サポート・センター、地域の支援、子育て支援拠点については、利用される施設ではありませんが、就学前教育・保育施設ではありませんので、今までの図のとおり1つのエリアの中には存在するという位置付けで作成しています。今日のご意見を踏まえて、会長がおっしゃったように思い切ってイメージ図を無くすということも含めて検討いたします。

(寺見会長) 外側の点線は小学校区を示しているということですか。

(事務局田中) 外側の点線はエリアを示しています。小学校区です。

(寺見会長) 分かりました。他にご意見ございませんか。

(西村副会長) 資料1の66ページについて、数値の表記の仕方ですが、ここだけ割合になっています。約5割、4割半ばという表記になっていて、他のところはパーセンテージ表記ですので、表記は統一された方が良いと思います。個人的にはパーセンテージをお勧めします。

- (事務局高松) 66ページの割合の表記を改めていることについて、最初はすべてパーセンテージ表記にしていたのですが、整理しまして、関連事業の下にグラフがあるものについてはパーセンテージ表記にしており、何度か同じ設問を引用している部分では、ページ数が増えてしまう関係でグラフを再掲せず省略しているため、割合表記としています。ご意見をいただきましたように、全体を通してパーセンテージ表記の方が分かりやすいということであれば、検討したいと思います。
- (事務局廣瀬) 補足ですが、例えば複数の回答項目で、1割に満たないものでも足すと1割くらいになって、実はここも大事だと表現したい場合に、パーセンテージで表記するよりも、合わせて1割と表記した方が良いと考える部分がありました。確かに混在するのはどうか、という意見は事務局の中でもありましたので、一定の整理を行いました。
- (西村副会長) 私がお伝えしたかったのは、表記の統一、体裁の部分です。約5割とか、4割半ばという表記をされる意図も分かりました。ただ、4割半ばと表記されるのであれば、例えば52パーセントは5割強になりますし、48パーセントは5割弱という表現になるかと思えます。どこまでを5割とするのか、約5割とするのであれば、半ばという表現はいるのかどうか、といった定義を持っておかれた方が良いと思えます。
- (事務局廣瀬) 文中では、弱、強という表現はなく、約と半ばに統一しています。事務局としても悩ましいところです。
- (寺見会長) このページだけでなく他にもあるということですね。1割に満たないけれども入れたいというところは何か所ありますか。
- (事務局廣瀬) 1, 2か所あります。再度検討いたします。
- (友廣委員) 質問です。第1期計画の68ページにある図には事業所内保育があるのに、今回の提案では消えているのはなぜですか。
- (事務局田中) 事業所内保育を消した意味ですが、イメージ図は現在芦屋市にある施設を基に書かれています。事業所内保育という地域型保育は現在芦屋市にはありません。地域型保育における4類型において芦屋市にあるのはA型の小規模保育のみとなっています。事業所内保育が、仮に認可外という位置付けであれば、子ども・子育て支援事業計画の中で、企業主導型保育の活用が言われておりましたので、企業主導型保育を追加しました。
- (寺見会長) それではこのような形で進めていくことでよろしいでしょうか。いくつかのご質問に関しては、ご質問された方と会長と事務局で勘案したものを案として作成して、それを最終決定とすることで、合意を取らせていただいでよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

<内容2>第2期計画の概要版案(説明用資料)について

(寺見会長) では、続いて資料2について、事務局から説明をお願いします。

(事務局高松) 資料2の136ページをご覧ください。第1期計画と同様の構成で、推進体制の強化として(1)から(4)の4つの項目を掲げております。(1)市民や地域との連携の1行目で、改めて地域社会が一体となって子ども・子育て支援を行うことが大切であると記載し、活動団体を追記しております。また、(4)計画の進行管理においては、新たに、計画・実施・評価・改善というPDCAサイクルについて記載し、137ページにイメージ図を掲載しております。

続いて、139ページ以降に資料編として、子ども・子育て会議条例や委員名簿、策定経過等を記載し、148ページ以降には計画書本編の用語解説を載せております。第1期計画からの変更点についてご説明します。

まず、地域子ども・子育て支援事業(13事業)の各事業について、第1期計画では用語解説を載せておりましたが、第2期計画においては、第2章及び第5章で各事業内容の説明を行っているため、ここでの掲載を省略することとしました。

次に、新たに追加した用語を順にご紹介します。資料2の148ページ、あ行の「医療的ケア児」「インクルーシブ教育・保育」、か行の「企業主導型保育施設」「虐待」「協働」、149ページの「コミュニティ・スクール」、さ行の150ページ中段の「食育」「新・放課後子ども総合プラン」、151ページ、な行の「ネグレクト(養育保護義務の拒否・怠慢)」、は行の「PDCAサイクル」、152ページ、ま行の「民生委員・児童委員」、153ページ、ら行の「療育」です。

また、今回新たに追加した用語は、第2期計画において初めて用いている語句の他、第1期計画においても使用していた用語のうち、今回必要と考え新たに追加しているものもございます。

なお、第1期計画に掲載している用語のうち、第2期計画の本編において使用していない用語については、削除しております。また、第2期計画の用語解説の文中で初めて出てきた用語で、説明を要すると考えた語句については、他の用語と同様に五十音順で掲載しております。それから、最終ページに市ホームページの計画書のページに繋がるQRコードを付けております。

私から、資料2の説明は以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。先ほどの説明について何かご意見やご質問などはありませんか。

(友廣委員) 用語について、資料2の148ページの「虐待」ですが、これは一般的な虐待の説明をするのか、児童虐待に限って説明するのか、文章を見ると、児童虐待に限定しているような気がします。

次に149ページの下の方に「コミュニティ・スクール」の説明がありますが、芦屋市の中だけならこれで良いかもしれませんが、本来のコミュニティ・スクールの言葉の意味は芦屋市以外で使うと全然違いますので、「芦屋市だけの

ことです」と書くのか、少し考えた方が良くと思います。

次に150ページの「新・放課後子ども総合プラン」の3行目、放課後移動対策のプランという表現がありますが、子どもを送迎する意味で移動という言葉が使われているのか、単なる児童という言葉の間違いなのか教えてください。

(事務局廣瀬) 「虐待」につきましては、児童虐待と虐待では違う部分もあります。本文には、第3回会議資料1の78ページに「児童虐待防止対策の推進」とありますので、「児童虐待」に修正し、「さ行」に入れさせていただきます。

「コミュニティ・スクール」につきましては、文頭に「芦屋市では」というように補記させていただくか検討します。

「新・放課後子ども総合プラン」ですが、「児童」に修正させていただきます。

(寺見会長) 虐待につきましては、文章全体を見直していただく方が良くかもしれません。他にいかがでしょうか。

(中田委員) 虐待についてですが、相談件数では心理的虐待が1番多く、性的虐待は少ない方なのに、順番が身体的虐待の次にあり、比較的前の方にきているため件数が多いというイメージになってしまうのではないのでしょうか。

(事務局廣瀬) 順番については、国の定義をそのまま用いています。おっしゃるとおり、心理的虐待が多く性的虐待は多くはないと思いますが、順番を変えるのであれば、その理由はどうするのかとなりますので、このままにさせていただきます。

(中田委員) 分かりました。「ネグレクト」のところで、「子どもの心身の」と書いてありますので、子どものことだと思いますが、養育保護義務の「拒否」ではなくて、「放棄」ではないですか。

(事務局廣瀬) こちらも他で示している表記です。今回子ども・子育て支援法に基づく指針が出まして、「ネグレクト」を含めた児童虐待防止の啓発に努めるとありましたので用語の中に入れさせていただきました。

(寺見会長) 他にございませんか。

(加納委員) 資料2の136ページの民生委員・児童委員の次に、福祉推進委員を入れてください。

(西村副会長) 福祉推進委員という言葉も用語解説に入れていただきたいと思います。

(横山委員) 資料2の148ページの用語解説の「協働」ですが、「責務を自覚し」の後に、「目的を達するために」という文言を入れてほしいと思います。目的を達するために協働しているのに、共に汗を流すことだけが目的化してしまうと良くないと思います。ここに「目的を達するために」と入れていただくと、「協働」の定義が分かりやすくなります。

(寺見会長) その他いかがでしょうか。

(半田委員) 資料2の149ページの「子どもの貧困率」ですが、「17歳以下の子ども全体のうち、所得が少ない家庭で育つ子どもの割合のこと」とありますが、所得の少ない家庭とは具体的にどれくらいなのかよく分からないと思いました。この表記はいかがなものでしょうか。

(事務局廣瀬) 短すぎて分かりにくいというところもあるかと思いますが、実際に貧困の定義

を表現すると、相対的貧困や絶対的貧困、どこの所得を見るかなど、非常に複雑になります。できるだけ簡潔に、市民の方に分かりやすい表現に努めています。

(寺見会長) 検討の余地はありませんか。

(加納委員) どこかに子どもの貧困は7人に1人の割合という表現が出ていました。それは芦屋市の比率ですか。

(寺見会長) 今の質問の趣旨は、所得の少ない家庭というのは何を以て所得が少ないのかということですか。貧困率なので、所得がいくら以下というようには決められません。貧困率の計算の仕方を書かれますか。

(事務局廣瀬) 第2回会議資料1の56ページに、加納委員がおっしゃったように「平成28年度の全国調査（国民生活基礎調査）では「子どもの貧困率」は13.9パーセントとなっており、約7人に1人が貧困状態とされています。」と記載しています。似ているような言葉を使って表現するような感じか、もしくは等価可処分所得という言葉がありまして、その全国の平均的な所得の半分を貧困線と言い、貧困線を下回ることを相対的貧困と言います。それぞれの言葉が難しいですし、付随する説明をしないと分からないと思います。

(西村副会長) かなりの行数が必要ですね。

(寺見会長) 53ページが空いていますが、そこまで入れるかどうかの問題です。子どもの貧困に対する理解を深める意味で、啓発のつもりで入れるということもあると思います。今、子どもの貧困の問題は注目されています。言葉は知っていても、どういう子どもか分からないという人も多いです。行数を増やして入れられますか。

(友廣委員) 入れなくて良いと思います。それを言い出すと、資料2の148ページの「合計特殊出生率」もこの2行で良いのかということになります。この通りの計算ではないです。ここは何となく意味が取れるレベルで良いという気がします。

(寺見会長) 他にございませんか。

(極楽地委員) 私も友廣委員の意見と同じです。子育て未来応援プラン「あしや」というのがあるのは知ってはいましたが、一般的な保護者は知らないと思います。色々な価値観の方に見ていただくと考えれば、辞書などで、自分で調べる材料として、長々と書くよりは、シンプルな方が調べやすいと思います。

また、資料1の90ページの図ですが、保護者の目から見ると、図がある方が分かりやすいです。視覚的に分かる方が良いと思いますので、ぜひ入れていただきたいです。

(寺見会長) 修正すべきところは修正すべきですが、皆様が特に大きな課題と思わなければ、原案を優先することをご理解いただきたいと思います。ご意見いただいた半田委員はご理解いただけますでしょうか。

(半田委員) はい。

(寺見会長) それでは続いて次第2の「第2期計画の概要版案（説明用資料）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局高松) こちらの資料は、第2期計画の第1章から5章までを6ページにまとめたもので、12月中旬から実施予定のパブリックコメントと12月末に開催予定の市民への説明会において用いる予定です。

1ページ目の第2章部分では、平成27年から令和6年までの「年齢別就学前児童数・就学児童数の推移」のグラフを掲載し、子ども人口が年々減少傾向にあることを示しています。2ページ目には、計画の基本的な考え方として、本計画の基本理念、基本的な視点、基本目標、施策の方向の体系を示しています。なお、4つの基本目標の説明文は、第2期計画の第3章から抜粋しております。

続いて、概要版案の3～5ページに第2期計画の第5章部分に当たる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を掲載しています。教育・保育については、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの各年度の市全域のニーズ量、提供量、過不足の人数を示しています。4、5ページの地域子ども・子育て支援事業については、事業名、事業内容及び今後の方向性、指標、平成30年度実績、令和6年度確保方策を掲載しています。概要版については、市民の皆様が簡潔で見やすく、分かりやすく計画の内容を伝えるため、必要最低限の情報量に留めて作成しておりますことから、紙面の都合上、各事業の全ての内容は掲載できませんので、事業内容と今後の方向性について、第3回会議資料の106ページ以降の各事業の記載内容を基に事務局でまとめております。また、指標に対する平成30年度の実績と、令和6年度の確保方策のみを記載しています。

最終ページの6ページ目には、パブリックコメントの意見募集についての案内を載せております。

事務局から、資料3の説明は以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問などがあればお願いします。

(高橋委員) 2回目の会議で、資料3の2ページにあります、「子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供」の中に、「豊かな心」を入れていただきたいと切にお願いしまして、このように言葉になったことを嬉しく思います。次に、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」となっていますが、最初に学力ではなく、「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」という順番で入れていただけたらと思います。

(寺見会長) 私としては、「健やかな体」だと思いますが、皆様いかがでしょうか。健康が基盤なような気がします。

(北尾委員) 想いとしては色々あると思います。昔からある「知・徳・体」という順番になっているのだと思います。学習指導要領の説明でもこの順番で出てきます。学校教育の分野で言えば、ということです。

(寺見会長) 子育て家庭で考えればどうでしょうか。幼稚園や保育所ではどういう順番になりますか。

- (西尾委員) 会長がおっしゃったように、「健やかな体」があるからこそ「豊かな心」が育ち、学力もついてくるといふ想いがあります。
- (寺見会長) ここには「発達に応じた」と書かれていますので、発達段階的に言えば、まず体が育って、心が芽生えて、知的な発達が進むということになります。幼児期ではそうですが、学童期になると体や心ができあがっているのです、学力からということになります。もう一度事務局の方でも検討いただきたいと思います。
- (事務局廣瀬) 教育委員会とも検討させていただきます。計画の本文にも出てきますので、変更するならどちらもさせていただきます。
- (事務局澁谷) 幼稚園教育要領や、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を見ますと、健康が1番にきています。学校教育では知・徳・体となっていますが、就学前の子ども達に関しては先ほど西尾委員もおっしゃったように、健康が1番になっております。
- (寺見会長) 先ほど順番を言いましたが、体も心も同時発生です。しかし、文章にすれば同時発生とは書けません。並べないといけませんので難しいところです。教育委員会と話し合っ、検討をお願いします。
- それでは概要版はこの形でよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

- (寺見会長) 皆様、ありがとうございました。他にご意見がないようでしたら一旦事務局にお返しします。

<内容3>その他

- (事務局廣瀬) 皆様、様々なご意見をいただきありがとうございました。
- 今後の流れですが、本日いただいた意見や内容を整理し、ご質問いただいた委員と事務局、会長、副会長で子ども・子育て会議の案として調整させていただき、委員の皆様にご報告させていただきます。
- 今後は、11月11日に推進本部幹事会、18日に推進本部会で協議し、市としての案を作成して12月上旬に市議会へ報告し、12月中旬からパブリックコメントを実施して策定を進めてまいります。また、12月25日と26日に、市民説明会の開催を予定しております。
- その後、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、第5回子ども・子育て会議において、皆様へ最終案を提示いたします。
- 次回の会議は、令和2年2月14日に、時間や場所は未定ではありますが、開催させていただく予定をしております。開催のおよそ1か月前に皆様へ開催案内を郵送いたします。
- また、本日の議事録ですが、会議の冒頭でも申し上げましたとおり、会議の内容は全て公開です。議事録が作成でき次第、皆様にお送りします。会議から

1か月以内の公開が原則ですので、議事録の確認にご協力をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(寺見会長) これを持ちまして令和元年度第4回芦屋市子ども・子育て会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>